

○北海道警察の組織に関する規則

北海道公安委員会規則第2号

昭和40年3月29日

改正 昭和41年4月1日公安委員会規則第1号、42年9月30日第7号、43年4月1日第2号、7月1日第6号、44年4月1日第2号、9月1日第8号、45年4月1日第2号、46年5月13日第1号、12月1日第6号、47年4月1日第3号、8月23日第8号、10月1日第9号、48年4月1日第5号、49年4月1日第2号、50年5月24日第2号、51年1月14日第1号、4月1日第2号、53年3月31日第1号、54年5月19日第2号、55年4月1日第3号、11月1日第6号、12月24日第9号、56年3月31日第1号、7月22日第3号、57年3月25日第2号、59年3月29日第3号、60年3月28日第5号、12月12日第8号、61年3月13日第2号、62年3月16日第2号、63年3月31日第2号、平成元年3月30日第1号、9月11日第6号、10月30日第8号、2年3月29日第1号、3年3月15日第1号、4年1月10日第1号、3月31日第5号、7月21日第12号、5年2月16日第1号、10月1日第6号、6年2月8日第1号、10月28日第11号、7年3月24日第2号、8年3月31日第2号、9年2月18日第1号、3月31日第2号、10月21日第6号、10年2月17日第1号、3月27日第3号、11月24日第11号、11年3月19日第1号、10月1日第4号、12年2月18日第2号、3月28日第5号、7月14日第8号、13年3月23日第4号、4月10日第9号附則、6月22日第11号、15年3月25日第3号、16年1月9日第1号、3月26日第3号、9月28日第9号、17年3月31日第3号、18年3月10日第1号、19年3月9日第2号、6月29日第11号、20年3月7日第1号、7月29日第5号、11月28日第8号、21年3月31日第4号、22年3月12日第2号、23年3月22日第2号、24年3月16日第1号、25年3月22日第1号、26年3月18日第1号、27年3月17日第4号、28年3月18日第2号、11月18日第7号、29年3月17日第3号、9月1日第11号、31年3月15日第5号、令和元年9月20日第8号、12月20日第14号、2年3月13日第3号、3年3月16日第2号、4年3月15日第2号、5年3月14日第1号

北海道警察の組織に関する規則をここに公布する。

北海道警察の組織に関する規則

目次

第1章 総則（第1条—第1条の2）

第2章 北海道警察本部

第1節 部長及び部付（第2条—第3条の6）

第2節 各部の分課等（第4条—第32条）

第3節 課等の附置機関（第33条—第36条の8）

第4節 課等の内部組織（第37条）

第2章の2 札幌市警察部（第37条の2—第37条の6）

第2章の3 サイバーセキュリティ対策本部（第37条の7—第37条の12）

第3章 北海道警察学校（第38条—第45条）

第4章 方面本部（第46条—第52条）

第5章 警察署（第53条—第55条の2）

第6章 補則（第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条並びに北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）第6条及び第8条の規定に基づき、北海道警察の組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員）

第1条の2 警察法第55条第1項に規定するその他所要の職員の種類は、事務職員、技術職員、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。）、臨時職員（同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）及び非常勤職員（同法第3条第3項に規定する特別職に属する職員で常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない勤務時間をもって雇用される者をいう。）とする。

2 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

3 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

第2章 北海道警察本部

第1節 部長及び部付

（部長）

第2条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）の各部に、部長を置く。

2 部長には、警視長又は警視正の階級にある警察官をもって充てる。

3 部長は、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（参事官）

第3条 警察本部の各部に、必要により参事官を置くことができる。

2 参事官には、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員をもって充てる。

3 参事官は、警察本部長又は所属の部長の命を受け、部の事務のうち重要事項を総括整理する。

（理事官）

第3条の2 警務部に、理事官を置く。

2 理事官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 理事官は、警察本部長又は警務部長の命を受け、部の事務のうち特命事項を処理するほか、警務部の事務のうち警務課の所掌事務に係る重要事項を総括整理する。

（総合企画官）

第3条の3 警務部に、総合企画官を置く。

2 総合企画官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 総合企画官は、警察本部長又は警務部長の命を受け、部の事務のうち重要事項を処理する。

(組織犯罪対策官)

第3条の4 警察本部の部に、必要により組織犯罪対策官を置くことができる。

2 組織犯罪対策官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 組織犯罪対策官は、警察本部長又は所属の部長の命を受け、部の事務のうち組織的な犯罪の捜査その他組織的な犯罪に係る対策に関する事務を処理する。

(災害対策官)

第3条の5 警備部に、災害対策官を置く。

2 災害対策官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 災害対策官は、警察本部長又は警備部長の命を受け、部の事務のうち災害警備その他災害等対策に関する事務を処理する。

(管理官等)

第3条の6 警察本部の部に、必要により管理官及び参事（以下この条において「管理官等」という。）を置くことができる。

2 管理官には警視正又は警視の階級にある警察官を、参事には事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 管理官等は、警察本部長又は所属の部長の命を受け、部の事務のうち特命事項を処理する。

第2節 各部の分課等

(総務部の分課)

第4条 総務部に、次の8課を置く。

総務課
広報課
警察相談課
会計課
施設課
装備課
情報管理課
留置管理課

(総務課の所掌事務)

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 北海道公安委員会の補佐及び庶務に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 北海道公安委員会委員長及び警察本部長の職印並びに北海道公安委員会及び警察本部の庁印の管守に関すること。
- (4) 北海道及び北海道議会との連絡その他渉外事務一般に関すること。
- (5) 会議（部長、方面本部長、警察署長等）に関すること。
- (6) 警察署協議会に関すること。
- (7) 行事計画の調整に関すること。
- (8) 情報公開に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関すること。

- (10) 公文書類の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- (11) 所管行政の事務能率の増進に関する事。
- (12) 被疑者の取調への適正を確保するための監督の措置に関する事。
- (13) 部内の連絡調整に関する事。
- (14) 前各号のほか、他の部課の所掌に属しない事。

(広報課の所掌事務)

第5条の2 広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関する事。
- (2) 広聴に関する事。
- (3) 警察音楽隊に関する事。

(警察相談課の所掌事務)

第5条の3 警察相談課においては、所管行政及び市民生活の安全と平穩に関する相談等に関する事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第6条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び会計に関する事。
- (2) 会計の監査に関する事。
- (3) 物品の取得、管理及び処分に関する事。
- (4) 遺失物に関する事。
- (5) 交通反則金の徴収に関する事。

(施設課の所掌事務)

第6条の2 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (2) 交通安全施設の取得及び処分に関する事。
- (3) 警察本部庁舎の管理に関する事。

(装備課の所掌事務)

第6条の3 装備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察装備の調査、研究及び開発に関する事。
- (2) 服制及び被服に関する事。
- (3) 警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機に関する事（他の部の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 支給品、貸与品その他の警察装備に関する事（他の部の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 警察電話に関する事。

(情報管理課の所掌事務)

第6条の4 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算組織（他の部の所掌に属するものを除く。）の運用管理及び整備に関する事。
- (2) 電子計算適用業務の開発及び運用に関する事。
- (3) 電子計算組織に係る情報管理に関する事。

- (4) 電子計算関係資料の送受信及び機械処理に関すること。
 - (5) 照会センターに関すること。
 - (6) 警察統計（犯罪統計に係る指導及び審査に関するものを除く。）に関すること。
- （留置管理課の所掌事務）

第6条の5 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置業務の指導、調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 留置施設の管理に関すること。
- (3) 被留置者の護送に関すること。
- (4) 留置施設視察委員会に関すること。

（警務部の分課）

第7条 警務部に、次の3課及び監察官室並びに首席監察官及び監察官を置く。

警 務 課

教 養 課

厚 生 課

（警務課の所掌事務）

第8条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事、定員及び給与に関すること。
- (2) 警察官の募集及び職員の各種任用試験に関すること。
- (3) 警察運営の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 警察組織の企画及び調査に関すること。
- (5) 成案文書の審査に関すること。
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (7) 所管行政に係る犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
- (8) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (9) 国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金に関すること。
- (10) 退職手当及び公務災害補償に関すること。
- (11) 職員の退職管理に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 前各号のほか、部内他課の所掌に属しないこと。

（教養課の所掌事務）

第9条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察教養一般に関すること。
- (2) 警察教養施設の整備及び運営に関すること。
- (3) 警察装備のうち銃器及び弾薬に関すること。
- (4) 通訳センターに関すること。

（厚生課の所掌事務）

第10条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 健康管理に関すること。
- (3) 警察共済組合に関すること。

- (4) 恩給に関すること。
- (5) 職員の生活相談に関すること。

(監察官室の所掌事務)

第11条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 監察に係る事務の企画及び実施に関すること。
- (2) 規律の保持及び士気の高揚一般に関すること。
- (3) 表彰に関すること。
- (4) 懲戒に関すること。
- (5) 職員の職務執行等に係る苦情に関すること。
- (6) 争訟に関すること。
- (7) 行政不服審査に関すること。

(首席監察官及び監察官の所掌事務)

第11条の2 首席監察官及び監察官は、警察本部長又は警務部長の命を受け、職員の服務及び所管行政の監察並びに特命事項に関する事務をつかさどる。

第12条から第16条の3まで 削除

(生活安全部の分課)

第17条 生活安全部に、次の6課を置く。

生活安全企画課
人身安全対策課
少年課
生活経済課
保安課
サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課の所掌事務)

第18条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活安全警察運営の企画及び調査に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (3) 犯罪の予防に関すること。
- (4) 犯罪傾向の調査に関すること。
- (5) 生活安全特別捜査隊に関すること。
- (6) 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 前各号のほか、部内各課の所掌に属しないこと。

(人身安全対策課の所掌事務)

第18条の2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関すること。
- (3) 行方不明者、迷い子等の保護に関すること。

(4) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案に関すること。

(少年課の所掌事務)

第18条の3 少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 少年非行の防止に関する企画及び対策に関すること。
- (2) 少年の補導に関すること。
- (3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
- (4) 少年相談に関すること。
- (5) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (6) 少年事件の捜査及び調査に関すること。
- (7) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(生活経済課の所掌事務)

第19条 生活経済課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 環境事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 経済事犯の取締りに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

(保安課の所掌事務)

第19条の2 保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 銃砲刀剣類等の許可及び取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 火薬類の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 火薬庫等の立入検査等に関すること。
- (4) 高圧ガスその他危険物の取締りに関すること。
- (5) 核燃料物質等の運搬に関すること。
- (6) 質屋、古物商及び金属くず回収業の許可及び取締りに関すること。
- (7) 探偵業の届出及び取締りに関すること。
- (8) 警備業の認定及び取締りに関すること。
- (9) インターネット異性紹介事業の届出及び取締りに関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (11) 売春関係事犯の取締りに関すること。
- (12) 風俗営業等の許可及び届出並びに取締りに関すること。
- (13) 外国人雇用関係事犯の取締りに関すること。

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

第19条の3 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の運用に関すること。
- (2) 高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。

(3) 情報技術を利用する犯罪の取締りの支援に関する事。

(地域部の分課)

第20条 地域部に、次の2課及び自動車警ら隊を置く。

地域企画課

通信指令課

(地域企画課の所掌事務)

第20条の2 地域企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 地域警察運営の企画及び調査に関する事。

(2) 自動車警ら隊の運用に関する事。

(3) 警ら用無線自動車、移動交番車及び警察用船舶の運用調整に関する事。

(4) 水上警察に関する事。

(5) 地域警察官の指導教養に関する事。

(6) 交番その他の派出所及び駐在所の設置等に関する事。

(7) 雑踏警備に関する事。

(8) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。

(9) 鉄道警察に関する事。

(10) 部内の連絡調整に関する事。

(11) 前各号のほか、部内他課の所掌に属しない事。

(通信指令課の所掌事務)

第20条の3 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 通信指令業務の企画、調査及び指導に関する事。

(2) 通信指令活動に関する事。

(3) 緊急配備に関する事。

(4) 警察無線通信に関する事。

(自動車警ら隊の所掌事務)

第20条の4 自動車警ら隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機動警らの実施に関する事。

(2) 隊員の教養訓練に関する事。

(刑事部の分課等)

第20条の5 刑事部に、組織犯罪対策局を置く。

2 組織犯罪対策局においては、組織犯罪対策に関する事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第20条の6 刑事部に、組織犯罪対策局に置くもののほか、次の6課並びに機動捜査隊及び科学捜査研究所を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

捜査支援分析課

鑑 識 課

2 組織犯罪対策局に、次の3課を置く。

組織犯罪対策課

捜査第四課

薬物銃器対策課

(刑事企画課の所掌事務)

第20条の7 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察運営の企画及び調査に関すること。
- (2) 都府県警察との犯罪捜査の共助に関すること。
- (3) 指名手配及び指名通報に関すること。
- (4) 告訴及び告発への対応に係る調整及び指導に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 前各号のほか、部内他課の所掌に属しないこと。

(捜査第一課の所掌事務)

第20条の8 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
- (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。
- (3) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
- (4) 過失犯の捜査に関すること。
- (5) 変死体の検視及び犯罪死体の検証に関すること。
- (6) 前各号のほか、他の部課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関すること。

(捜査第二課の所掌事務)

第20条の9 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。
- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。
- (3) 選挙に関する犯罪の捜査に関すること。

(捜査第三課の所掌事務)

第20条の10 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 窃盗犯の捜査に関すること。
- (2) 移動警察に関すること。

(捜査支援分析課の所掌事務)

第20条の11 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪捜査技術の研究及び指導に関すること。
- (2) 犯罪情報の収集及び分析に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 犯罪統計に係る指導及び審査に関すること。
- (4) 手口捜査に関すること。

(鑑識課の所掌事務)

第20条の12 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪鑑識に関すること。
- (2) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。

(機動捜査隊の所掌事務)

第20条の13 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動捜査の実施に関すること。
- (2) 隊員の教養訓練に関すること。

(科学捜査研究所の所掌事務)

第20条の14 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪捜査に関連する鑑定及び検査に関すること。
- (2) 科学捜査についての研究及び実験に関すること。

(組織犯罪対策課の所掌事務)

第20条の15 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組織犯罪対策の企画及び調査に関すること。
- (2) 組織犯罪に係る情報の収集、分析等に関すること。
- (3) 組織犯罪の取締りに関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 国際犯罪の捜査に関すること。
- (5) 国際捜査共助に関すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定による暴力団の指定に関すること。
- (7) 局内の連絡調整に関すること。

(捜査第四課の所掌事務)

第20条の16 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団総合対策の企画及び調査に関すること。
- (2) 暴力団の排除活動に関すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 暴力団犯罪の捜査に関すること。
- (5) 企業対象暴力犯罪の捜査に関すること。
- (6) 賭博犯罪の捜査に関すること。
- (7) 暴力団犯罪被害者等に対する保護対策に関すること。

(薬物銃器対策課の所掌事務)

第20条の17 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 薬物銃器対策の企画及び調査に関すること。
- (2) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(交通部の分課等)

第21条 交通部に、運転免許センターを置く。

2 運転免許センターにおいては、運転免許に関する事務をつかさどる。

第21条の2 交通部に、運転免許センターに置くもののほか、次の4課並びに交通機動隊及び高速道路交通警察隊を置く。

交通企画課

交通指導課

交通捜査課

交通規制課

2 運転免許センターに、次の2課を置く。

運転免許試験課

運転免許管理課

(交通企画課の所掌事務)

第22条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通警察運営の企画及び調査に関すること。
- (2) 交通事故防止の総合対策に関すること。
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) 交通安全活動に関すること。
- (5) 安全運転管理者制度に関すること。
- (6) 地域交通安全活動推進委員に関すること。
- (7) 交通安全活動推進センター、自動車安全運転センター等との連絡調整に関すること。
- (8) 高速道路交通警察隊の運用に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 前各号のほか、部内他課の所掌に属しないこと。

(交通指導課の所掌事務)

第23条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通の指導取締りに関すること（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 交通反則行為の処理に関すること。
- (3) 自動車の使用制限に関すること。
- (4) 駐車対策センターに関すること。
- (5) 交通反則通告センターに関すること。
- (6) 交通機動隊の運用に関すること。

(交通捜査課の所掌事務)

第23条の2 交通捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関すること。
- (2) 交通鑑識に関すること。
- (3) 暴走族等対策に関すること。

(交通規制課の所掌事務)

第23条の3 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路の交通規制に関すること。
- (2) 交通安全施設等整備事業に関すること。
- (3) 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること（交通安全施設の取得及び処分に関するものを除く。）。
- (4) 道路法等の規定に基づく協議等に関すること。
- (5) 通行許可、駐車許可及び道路使用許可に関すること。
- (6) 駐車対策（交通指導課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 自動車の保管場所の確保等（交通指導課の所掌に属するものを除く。）に関するこ

と。

- (8) 交通管制に関すること。
- (9) 交通情報に関すること。

(交通機動隊の所掌事務)

第24条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般主要幹線道路における交通の指導取締りに関すること。
- (2) 隊員の教養訓練に関すること。

(高速道路交通警察隊の所掌事務)

第24条の2 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高速自動車国道等における交通の指導取締り並びに交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関すること。
- (2) 高速自動車国道等における交通規制等に関すること。
- (3) 高速自動車国道等における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務に関すること。
- (4) 隊員の教養訓練に関すること。

(運転免許試験課の所掌事務)

第24条の3 運転免許試験課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許事務（運転免許の取消し、停止等に関するものを除く。）の企画及び指導に関すること。
- (2) 運転免許試験に関すること。
- (3) 運転者教育及び運転免許に係る講習に関すること。
- (4) 指定自動車教習所に関すること。
- (5) 運転免許証及び運転免許の登録に関すること。

(運転免許管理課の所掌事務)

第24条の4 運転免許管理課においては、運転免許の取消し、停止等に関する事務をつかさどる。

(警備部の分課)

第25条 警備部に、次の5課並びに機動隊及び航空隊を置く。

公安第一課
公安第二課
公安第三課
外 事 課
警 備 課

(公安第一課の所掌事務)

第26条 公安第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察運営の企画及び調査に関すること。
- (2) 警備情報（公安第二課、公安第三課及び外事課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (3) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（公安第二課、公安第三課及び外事課の所掌に係るものを除く。）。

- ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪
- イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪
- ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪
- エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく調査、立入検査等に関すること。
- (5) 公共の安全を害するおそれのある爆破予告等の情報の収集及び取締りに関すること。
- (6) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。
- (7) 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 前各号のほか、部内他課の所掌に属しないこと。

（公安第二課の所掌事務）

第26条の2 公安第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報に関すること。
- (2) 前条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。
- (3) 警衛及び警護に関すること。
- (4) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。

（公安第三課の所掌事務）

第26条の3 公安第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する警備情報に関すること。
- (2) 第26条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。

（外事課の所掌事務）

第27条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 次に掲げる警備情報に関すること。
 - ア 外国人に係る警備情報
 - イ 外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる政治上その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。第36条の6第2項において同じ。）に関する警備情報
- (2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪
 - イ 第26条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

ウ その他警備警察に係る来日外国人等による犯罪
(警備課の所掌事務)

第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (2) 警備方針の策定及び警備実施（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 災害警備に関すること。
- (4) 機動隊の運用に関すること。
- (5) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の運用に関すること。

(機動隊の所掌事務)

第29条 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備、取締り等に従事すること。
- (2) 隊員の教養訓練に関すること。

(航空隊の所掌事務)

第29条の2 航空隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察用航空機の運用及び整備に関すること。
- (2) 災害その他の場合における警備実施、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関すること。
- (3) 隊員の教養訓練に関すること。

(所掌事務に関する特例措置)

第30条 警察本部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に一の部又は課（室、隊及び所を含む。以下この条において同じ。）の所掌に属する事務を、他の部又は課に行わせることができる。

2 部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に部内の一の課の所掌に属する事務を、その課以外の部内の他の課に行わせることができる。

(組織犯罪対策局長)

第30条の2 刑事部組織犯罪対策局に、組織犯罪対策局長を置く。

2 組織犯罪対策局長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 組織犯罪対策局長は、警察本部長又は刑事部長の命を受け、組織犯罪対策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運転免許センター長)

第30条の3 交通部運転免許センターに、運転免許センター長を置く。

2 運転免許センター長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 運転免許センター長は、警察本部長又は交通部長の命を受け、運転免許センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長等)

第31条 課に課長を、室に室長を、隊に隊長を、所に所長を置く。

2 課長には警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を、室長及び隊長には警視正又は警視の階級にある警察官を、所長には警視正若しくは警視

の階級にある警察官又は技術職員をもって充てる。

3 課長、室長、隊長及び所長は、警察本部長又は所属の部長の命を受け、それぞれ課、室、隊又は所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(首席監察官及び監察官)

第31条の2 首席監察官及び監察官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 首席監察官は、監察官を統括する。

(課付等)

第32条 課、室、隊及び所に、必要により、それぞれ課付、室付、隊付又は所付を置くことができる。

2 課付、室付、隊付及び所付には、調査官、指導官等の職名を付するものとする。

第3節 課等の附置機関

(公安委員会補佐室)

第33条 総務部総務課に、公安委員会補佐室を附置する。

2 公安委員会補佐室においては、北海道公安委員会の補佐及び庶務に関する事務を行う。

(警察情報センター)

第33条の2 総務部総務課に、警察情報センターを附置する。

2 警察情報センターにおいては、情報公開、個人情報の保護及び公文書類の管理に関する事務を行う。

(取調べ監督室)

第33条の3 総務部総務課に、取調べ監督室を附置する。

2 取調べ監督室においては、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務を行う。

(情報発信・広聴室)

第33条の4 総務部広報課に、情報発信・広聴室を附置する。

2 情報発信・広聴室においては、地域安全情報の発信その他の広報及び広聴に関する事務を行う。

(音楽隊)

第33条の5 総務部広報課に、音楽隊を附置する。

2 音楽隊においては、音楽の演奏による広報活動の実施に関する事務を行う。

(物品調達・管理室)

第33条の6 総務部会計課に、物品調達・管理室を附置する。

2 物品調達・管理室においては、物品の取得、管理及び処分に関する事務を行う。

(監査室)

第33条の7 総務部会計課に、監査室を附置する。

2 監査室においては、会計の監査に関する事務を行う。

(庁舎管理室)

第33条の8 総務部施設課に、庁舎管理室を附置する。

2 庁舎管理室においては、警察本部庁舎の管理に関する事務を行う。

(システム管理室)

第33条の9 総務部情報管理課に、システム管理室を附置する。

2 システム管理室においては、電子計算組織の運用及び整備並びに電子計算適用業務の開発及び運用に関する事務を行う。

(照会センター)

第33条の10 総務部情報管理課に、照会センターを附置する。

2 照会センターにおいては、犯罪情報等の照会に関する事務を行う。

(琴似留置場)

第33条の11 総務部留置管理課に、琴似留置場を附置する。

2 琴似留置場においては、留置業務に関する事務を行う。

(犯罪被害者支援室)

第34条 警務部警務課に、犯罪被害者支援室を附置する。

2 犯罪被害者支援室においては、犯罪被害者支援に関する事務を行う。

(イノベーション推進室)

第34条の2 警務部警務課に、イノベーション推進室を附置する。

2 イノベーション推進室においては、警察運営の合理化及び効率化に関する事務を行う。

(採用センター)

第34条の3 警務部警務課に、採用センターを附置する。

2 採用センターにおいては、警察職員の採用に関する事務を行う。

(給与管理室)

第34条の4 警務部警務課に、給与管理室を附置する。

2 給与管理室においては、給与及び補償に関する事務を行う。

(術科指導室)

第34条の5 警務部教養課に、術科指導室を附置する。

2 術科指導室においては、警察術科等の指導に関する事務を行う。

(通訳センター)

第34条の6 警務部教養課に、通訳センターを附置する。

2 通訳センターにおいては、通訳及び翻訳に関する事務を行う。

(ライフプラン推進室)

第34条の7 警務部厚生課に、ライフプラン推進室を附置する。

2 ライフプラン推進室においては、職員の生活相談及び生涯生活設計に関する事務を行う。

(健康管理室)

第34条の8 警務部厚生課に、健康管理室を附置する。

2 健康管理室においては、職員の健康管理に関する事務を行う。

(訟務室)

第35条 警務部監察官室に、訟務室を附置する。

2 訟務室においては、争訟、行政不服審査等に関する事務を行う。

(生活安全特別捜査隊)

第35条の2 生活安全部生活安全企画課に、生活安全特別捜査隊を附置する。

2 生活安全特別捜査隊においては、生活安全関係事犯の捜査に関する事務を行う。

(少年サポートセンター)

第35条の3 生活安全部少年課に、少年サポートセンターを附置する。

2 少年サポートセンターにおいては、少年の相談、保護、支援等に関する事務を行う。

(地域実務指導室)

第35条の4 地域部地域企画課に、地域実務指導室を附置する。

2 地域実務指導室においては、地域警察官の実務指導に関する事務を行う。

(鉄道警察隊)

第35条の5 地域部地域企画課に、鉄道警察隊を附置する。

2 鉄道警察隊においては、鉄道警察に関する事務を行う。

(検視官室)

第35条の6 刑事部捜査第一課に、検視官室を附置する。

2 検視官室においては、変死体の検視及び犯罪死体の検証に関する事務を行う。

(指紋センター)

第35条の7 刑事部鑑識課に、指紋センターを附置する。

2 指紋センターにおいては、指紋及び掌紋の管理、運用等に関する事務を行う。

(特殊詐欺対策室)

第35条の8 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課に、特殊詐欺対策室を附置する。

2 特殊詐欺対策室においては、第20条の15第3号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務を行う。

(国際捜査室)

第35条の9 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課に、国際捜査室を附置する。

2 国際捜査室においては、国際組織犯罪対策、国際犯罪の捜査及び国際捜査共助に関する事務を行う。

(交通総合対策センター)

第35条の10 交通部交通企画課に、交通総合対策センターを附置する。

2 交通総合対策センターにおいては、交通事故防止総合対策に関する事務を行う。

(駐車対策センター)

第35条の11 交通部交通指導課に、駐車対策センターを附置する。

2 駐車対策センターにおいては、放置駐車違反の取締りに関する事務を行う。

(交通反則通告センター)

第35条の12 交通部交通指導課に、交通反則通告センターを附置する。

2 交通反則通告センターにおいては、交通反則通告制度に関する事務を行う。

(交通管制センター)

第35条の13 交通部交通規制課に、交通管制センターを附置する。

2 交通管制センターにおいては、交通管制及び交通情報に関する事務を行う。

(高齢運転者支援室)

第36条 交通部運転免許センター運転免許試験課に、高齢運転者支援室を附置する。

2 高齢運転者支援室においては、高齢者講習、高齢運転者の交通安全教育等に関する事務を行う。

(運転免許試験場)

第36条の2 交通部運転免許センター運転免許試験課に、運転免許試験場を附置する。

2 運転免許試験場においては、運転免許及び運転免許試験の実施に関する事務を行う。

(優良運転者免許更新センター)

第36条の3 交通部運転免許センター運転免許試験課に、中央優良運転者免許更新センター及び厚別優良運転者免許更新センターを附置する。

2 中央優良運転者免許更新センター及び厚別優良運転者免許更新センターにおいては、優良運転者等に係る運転免許証の更新等に関する事務を行う。

(サイバー攻撃対策室)

第36条の4 警備部公安第一課に、サイバー攻撃対策室を附置する。

2 サイバー攻撃対策室においては、サイバー攻撃に係る情報収集、犯罪の捜査及びサイバー攻撃の対策に関する事務を行う。

(警衛・警護室)

第36条の5 警備部公安第二課に、警衛・警護室を附置する。

2 警衛・警護室においては、警衛及び警護に関する事務を行う。

(外事情報対策室)

第36条の6 警備部外事課に、外事情報対策室を附置する。

2 外事情報対策室においては、外事情報に関する事務を行う。

(国際テロリズム対策室)

第36条の7 警備部外事課に、国際テロリズム対策室を附置する。

2 国際テロリズム対策室においては、外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムの対策に関する事務を行う。

(災害対策室)

第36条の8 警備部警備課に、災害対策室を附置する。

2 災害対策室においては、災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）を行う。

第4節 課等の内部組織

(課等の内部組織)

第37条 課、室、隊及び所に係を置き、それぞれ課、室、隊又は所の事務を分担させる。

2 生活安全企画課に係のほか、班を置き、生活安全企画課の事務を分担させる。

3 地域企画課に係のほか、小隊及び分隊を置き、地域企画課の事務を分担させる。

4 自動車警ら隊に係のほか、班を置き、自動車警ら隊の事務を分担させる。

5 鑑識課に係のほか、班を置き、鑑識課の事務を分担させる。

6 機動捜査隊に係のほか、班を置き、機動捜査隊の事務を分担させる。

7 科学捜査研究所に係のほか、科を置き、科学捜査研究所の事務を分担させる。

8 交通機動隊に係のほか、中隊、小隊及び分隊を置き、交通機動隊の事務を分担させる。

9 高速道路交通警察隊に係のほか、中隊、小隊及び分隊を置き、高速道路交通警察隊の事務を分担させる。

10 機動隊に係のほか、中隊、小隊及び分隊を置き、機動隊の事務を分担させる。

第2章の2 札幌市警察部

(部長)

第37条の2 部長には、警視長又は警視正の階級にある警察官をもって充てる。

(企画課)

第37条の3 札幌市警察部に、企画課を置く。

2 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 札幌市の区域内における警察運営の総合企画調整に関すること。
- (2) 札幌市その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 札幌市警察部の庶務に関すること。

(課長)

第37条の4 企画課に、課長を置く。

2 課長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 課長は、札幌市警察部長の命を受け、企画課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課付)

第37条の5 課に、必要により課付を置くことができる。

2 課付には、調査官、指導官等の職名を付するものとする。

(課の内部組織)

第37条の6 企画課に係を置き、企画課の事務を分担させる。

第2章の3 サイバーセキュリティ対策本部

(対策本部)

第37条の7 北海道警察に、サイバーセキュリティ対策本部（以下この章において「対策本部」という。）を置く。

2 対策本部は、警察本部内に置く。

3 対策本部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバーセキュリティ対策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) サイバーセキュリティ対策に必要な情報の収集及び分析に関すること。
- (3) サイバーセキュリティ対策に係る指導教養に関すること。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

(対策本部長)

第37条の8 対策本部に、サイバーセキュリティ対策本部長（以下この章において「対策本部長」という。）を置く。

2 対策本部長には、警視長又は警視正の階級にある警察官をもって充てる。

3 対策本部長は、警察本部長の命を受け、対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(参事官)

第37条の9 対策本部に、必要により参事官を置くことができる。

2 参事官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 参事官は、警察本部長又は対策本部長の命を受け、対策本部の事務を総括整理する。

(管理官)

第37条の10 対策本部に、必要により管理官を置くことができる。

- 2 管理官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 管理官は、警察本部長又は対策本部長の命を受け、対策本部の事務を処理する。
(対策本部付)

第37条の11 対策本部に、前3条に規定する職のほか、必要により対策本部付を置くことができる。

- 2 対策本部付には、指導官等の職名を付するものとする。
(対策本部の内部組織)

第37条の12 対策本部に係のほか、班を置き、対策本部の事務を分担させる。

第3章 北海道警察学校

(学校の位置)

第38条 北海道警察学校（以下この章において「警察学校」という。）は、札幌市に置く。
(校長)

第39条 警察学校に、校長を置く。

- 2 校長には、警視長又は警視正の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 校長は、警察本部長の命を受け、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(副校長)

第40条 警察学校に、副校長を置く。

- 2 副校長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 副校長は、校長を助け、校務を処理し、校長に事故あるときは、その職務を代行する。
(警察学校の部)

第40条の2 警察学校に、庶務部、初任部、教務部及び指導部を置く。

- 2 庶務部においては、庶務及び会計の事務をつかさどる。
- 3 初任部においては、新たに採用された警察職員（以下この条において「初任警察職員」という。）に対する教育訓練及び生活指導に関する事務をつかさどる。
- 4 教務部においては、警察職員に対する総務及び警務に係る事務の教育訓練並びに初任警察職員以外の警察職員に対する教育訓練に関する事務をつかさどる。
- 5 指導部においては、警察職員に対する警察術科等の教育訓練及び初任警察職員以外の警察職員に対する生活指導に関する事務をつかさどる。

(庶務部の分課)

第41条 庶務部に、庶務課及び会計課を置く。

- 2 庶務課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 公印の管守に関すること。
 - (2) 公文書類の收受、発送、編集及び保存に関すること。
 - (3) 職員及び学生の給与及び厚生に関すること。
- 3 会計課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 予算、決算及び会計に関すること。
 - (2) 財産及び物品の管理に関すること。
 - (3) 学生の給食に関すること。

(部長及び課長)

第42条 警察学校の部に部長を、課に課長を置く。

- 2 部長には警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務職員を、課長には警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。
- 3 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(課付)

第42条の2 課に、必要により課付を置くことができる。

- 2 課付には、調査官、専門官等の職名を付するものとする。
(部の附置機関)

第42条の3 指導部に、術科室を附置する。

- 2 術科室においては、警察術科等の教育訓練に関する事務を行う。
(警察学校の分校)

第43条 警察学校の分校を、函館市、旭川市、釧路市及び北見市に置く。

- 2 分校においては、警部補以下の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員に対する教育訓練を行う。
(分校長)

第44条 分校に、分校長を置く。

- 2 分校長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 分校長は、校長の命を受け、分校の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(部、課及び分校の内部組織)

第45条 部（庶務部を除く。以下この条において同じ。）に科及び班を、課に係を置き、それぞれ部又は課の事務を分担させる。

- 2 分校に、必要により班及び係を置き、分校の事務を分担させることができる。
第4章 方面本部

(函館方面本部、旭川方面本部及び北見方面本部の分課)

第46条 函館方面本部、旭川方面本部及び北見方面本部に、次の8課及び監察官室を置く。

警 務 課
会 計 課
生活安全課
地 域 課
捜 査 課
鑑 識 課
交 通 課
警 備 課

- 2 前項の課及び室の所掌事務は、警務課にあつては警察本部の総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課、留置管理課、警務課、教養課及び厚生課の所掌に対応する事務、会計課にあつては警察本部の会計課及び施設課の所掌に対応する事務、生活安全課にあつては警察本部の生活安全企画課、人身安全対策課、少年課、生活経済課、保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に対応する事務、地域課にあつては警察本部の地域企画課、通信指令課及び自動車警ら隊の所掌に対応する事務、捜査課にあつては警察本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、捜査支援分析課、機動捜査隊、

組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務、鑑識課にあつては警察本部の鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に対応する事務、交通課にあつては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務、警備課にあつては警察本部の公安第一課、公安第二課、公安第三課、外事課及び警備課の所掌に対応する事務、監察官室にあつては警察本部の監察官室の所掌に対応する事務とする。

(釧路方面本部の分課)

第47条 釧路方面本部に、次の8課並びに監察官室及び十勝機動警察隊を置く。

警 務 課
会 計 課
生活安全課
地 域 課
捜 査 課
鑑 識 課
交 通 課
警 備 課

2 十勝機動警察隊の位置は、帯広市とする。

3 第1項の課及び室の所掌事務については、第46条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「交通課にあつては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務」とあるのは「交通課にあつては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、運転免許試験課及び運転免許管理課の所掌に対応する事務」と読み替えるものとする。

4 十勝機動警察隊の所掌事務は、警察本部の自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の所掌に対応する事務とする。

(所掌事務に関する特例措置)

第48条 方面本部長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ警察本部長の承認を受け、臨時に一の課（室及び隊を含む。以下この条において同じ。）の所掌に属する事務を、その課以外の課に行わせることができる。

(参事官)

第49条 方面本部に、必要により参事官を置くことができる。

2 参事官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 参事官は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務のうち重要事項を総括整理する。

(理事官)

第49条の2 方面本部に、理事官を置く。

2 理事官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 理事官は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務のうち特命事項を処理するほか、方面本部の事務のうち警務課の所掌事務に係る重要事項を総括整理する。

(総務官)

第49条の3 方面本部に、総務官を置く。

- 2 総務官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 総務官は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務のうち重要事項を処理する。
(運転免許管理官)

第49条の4 方面本部に、必要により運転免許管理官を置くことができる。

- 2 運転免許管理官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 運転免許管理官は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務のうち運転免許に関する事務を処理する。
(課長等)

第49条の5 方面本部の課に課長を、室に室長を、隊に隊長を置く。

- 2 課長には警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を、室長及び隊長には警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 課長、室長及び隊長は、方面本部長の命を受け、課、室又は隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(課付等)

第50条 課、室及び隊に、必要により、それぞれ課付、室付又は隊付を置くことができる。

- 2 課付、室付及び隊付には、調査官、指導官等の職名を付するものとする。
(課等の附置機関)

第51条 次の表の左欄に掲げる方面本部の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる機関を附置する。

方面本部の課等		附置機関
方面本部共通	会計課	監査室
	生活安全課	少年サポートセンター
	地域課	通信指令室 鉄道警察隊
	鑑識課	科学捜査研究室
	交通課	交通反則通告センター 交通管制センター 交通機動隊
函館方面本部 旭川方面本部 北見方面本部	交通課	運転免許試験場 高速道路交通警察隊
釧路方面本部	交通課	釧路運転免許試験場 帯広運転免許試験場
	十勝機動警察隊	高速道路交通警察隊

- 2 監査室においては、会計の監査に関する事務を行う。
- 3 少年サポートセンターにおいては、少年の相談、保護、支援等に関する事務を行う。
- 4 通信指令室においては、通信指令に関する事務を行う。
- 5 鉄道警察隊においては、鉄道警察に関する事務を行う。
- 6 科学捜査研究室においては、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに科学捜査についての研究及び実験に関する事務を行う。
- 7 交通反則通告センターにおいては、交通反則通告制度に関する事務を行う。
- 8 交通管制センターにおいては、交通管制の実施に関する事務を行う。

- 9 交通機動隊においては、一般主要幹線道路における交通の指導取締りに関する事務を行う。
- 10 運転免許試験場においては、運転免許及び運転免許試験の実施に関する事務を行う。
- 11 高速道路交通警察隊においては、高速自動車国道等における交通警察に関する事務を行う。

(課等の内部組織)

第52条 課、室及び隊に係を置き、それぞれ課、室又は隊の事務を分担させる。

- 2 地域課に係のほか、小隊を置き、地域課の事務を分担させる。
- 3 交通課に係のほか、中隊、小隊及び分隊を置き、交通課の事務を分担させる。
- 4 十勝機動警察隊に係のほか、中隊、小隊及び分隊を置き、十勝機動警察隊の事務を分担させる。

第5章 警察署

(警察署長)

第53条 警察署長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

(交番その他の派出所及び駐在所)

第54条 警察署の下部機構として、交番その他の派出所及び駐在所を置く。

- 2 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区は、警察本部長の定めるところによる。

(警察署の内部組織)

第55条 警察署に課又は係を置き、警察署の事務を分担させる。

第55条の2 札幌方面中央警察署に薄野特別捜査隊を置き、同隊に班を置く。

第6章 補則

(警察本部長への委任)

第56条 この規則を施行するため必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察の組織に関する規則（昭和33年北海道公安委員会規則第2号）は、廃止する。
- 3 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 北海道警察国有物品管理規則（昭和40年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和41年公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和43年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年公安委員会規則第2号）

1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 北海道警察国有物品管理規則（昭和40年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和44年公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和44年9月1日から施行する。

附 則（昭和45年公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年公安委員会規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道および自動車専用道路における警察署長の権限の特例に関する規則（昭和46年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和47年公安委員会規則第8号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和47年公安委員会規則第9号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道および自動車専用道路における警察署長の権限の特例に関する規則（昭和46年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和48年公安委員会規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和49年公安委員会規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和50年公安委員会規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 北海道公安委員会行政不服審査手続規則（昭和40年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和51年公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年1月1日から適用する。

附 則（昭和51年公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第18条の改正規定、第19条の改正規定、第40条及び第40条の2の改正規定、第41条の見出し及び第1項の改正規定、第42条第3項及び第4項の改正規定、第45条の改正規定並びに第46条第2項中「防犯少年課」を「防犯課、少年課」に改める改正規定は、別に北海道公安委員会規則で定める日から施行する。

（昭和51年公委規則第4号で昭和51年8月3日から施行）

附 則（昭和53年公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年公安委員会規則第9号）

この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和57年公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和57年3月31日から施行する。

附 則（昭和59年公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年公安委員会規則第2号）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和62年公安委員会規則第2号）

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和63年公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年公安委員会規則第6号）

この規則は、平成元年9月12日から施行する。

附 則（平成元年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成元年11月1日から施行する。

附 則（平成2年公安委員会規則第1号）

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成3年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成3年3月15日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第18条第12号を削る改正規定、第19条の2の次に1条を加える改正規定、第20条の2第6号を削る改正規定、第34条の4及び第34条の5を削る改正規定並びに第46条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成4年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成4年1月16日から施行する。

附 則（平成4年公安委員会規則第5号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年公安委員会規則第12号）

1 この規則は、平成4年9月1日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道

公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成5年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年公安委員会規則第11号)

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年北海道公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年北海道公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成7年公安委員会規則第2号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年北海道公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年北海道公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成8年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年公安委員会規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年公安委員会規則第6号)

この規則は、平成9年10月22日から施行する。

附 則 (平成10年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成10年2月18日から施行する。

附 則 (平成10年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年公安委員会規則第11号)

この規則は、平成10年11月27日から施行する。

附 則 (平成11年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年公安委員会規則第4号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規則第5号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規則第8号）
この規則は、平成12年7月17日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規則第9号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（平成13年公安委員会規則第11号）
この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則（平成13年北海道公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年公安委員会規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規則第9号）
この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第1号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条の5第2号の改正規定及び同条に1号を加える改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第11号）

この規則は、平成19年7月3日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第5号）

この規則は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正）

2 次に掲げる規則の規定中「、外事課」を削る。

(1) 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）第2条第4号

(2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）第1条第4号

(3) 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第9号）第2号

附 則（平成22年公安委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第47条の3第2項の改正規定は、同年3月28日から施行する。

（刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「第189条」を「第189条第1項」に改める。

第2条第4号中「警備課」の次に「、旭川機動警察隊」を加える。

（道路交通法施行細則の一部改正）

3 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条中「北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長」を「北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊」に改める。

別表1法第59条第2項ただし書（自動車のけん引許可）の項及びその他の申請及び届出の項中「北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊」を「北海道警察旭川方

面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊」に改める。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則等の一部改正)

4 次に掲げる規則の規定中「警備課」の次に「、旭川機動警察隊」を加える。

(1) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則 (平成4年北海道公安委員会規則第10号) 第1条第4号

(2) 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則 (平成12年北海道公安委員会規則第9号) 第2号

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

5 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (平成19年北海道公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「北海道警察旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊長」を「北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊長」に改める。

附 則 (平成23年公安委員会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「警備課」の次に「、函館機動警察隊」を加える。

(1) 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 (昭和29年北海道公安委員会規則第1号) 第2条第4号

(2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則 (平成4年北海道公安委員会規則第10号) 第1条第4号

(3) 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則 (平成12年北海道公安委員会規則第9号) 第2号

附 則 (平成24年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第27条第2号の改正規定については、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年公安委員会規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年公安委員会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「、運転免許課」を削る。

(1) 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に

関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）第2条第4号

(2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）第1条第4号

（道路交通法施行細則等の一部改正）

3 次に掲げる規則の規定中「函館方面本部運転免許課」を「函館方面本部交通課」に、「旭川方面本部運転免許課」を「旭川方面本部交通課」に、「釧路方面本部運転免許課」を「釧路方面本部交通課」に改める。

(1) 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）別表1 経由先の欄

(2) 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）別表1 経由先の欄及び別表2 経由先の欄

附 則（平成28年公安委員会規則第7号）

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（北海道警察署協議会規則の一部改正）

2 北海道警察署協議会規則（平成13年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表札幌方面栗山警察署協議会の項中「5人以上7人」を「6人以上8人」に改め、同表札幌方面夕張警察署協議会の項及び札幌方面三笠警察署協議会の項を削り、同表旭川方面深川警察署協議会の項中「5人以上7人」を「6人以上8人」に改め、同表旭川方面沼田警察署協議会の項を削る。

附 則（平成29年公安委員会規則第11号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第8号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第14号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正）

2 次に掲げる規則の規定中「、函館機動警察隊、旭川機動警察隊、釧路機動警察隊」を削る。

(1) 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）第2条第4号

(2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海

道公安委員会規則第10号) 第1条第4号

(3) 傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則 (平成12年北海道公安委員会規則第9号) 第2号

附 則 (令和3年公安委員会規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年公安委員会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年公安委員会規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。